

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)				
②名称	Department of Industry, Innovation and Science IP Australia				
③所在地	47 Bowes Street, Woden ACT, 2606				
④連絡先	(電話) (61 2) 6283 2002 (FAX) (61 2) 6283 7999 (E-mail) international@ipaaustralia.gov.au (internet) http://www.ipaustralia.gov.au				
⑤組織の長	Director General : Mr. Michael Schwager				
⑥沿革	<p>(1) オーストラリアの特許制度は、オーストラリアが大英帝国の植民地であった1800年代に遡る。当時は、州ベースの特許制度であったが、1901年に連邦制(オーストラリアが単一の統合国家)となった以降、最初の連邦特許制度ができた。オーストラリア特許法の起源は、英国特許法である。</p> <p>(2) 最初の連邦特許制度は1906年特許法案であった。現行法は、1990年特許法案と1991年特許規則である。この最新の特許及び規則は1991年4月30日に施行された。1990年特許法は施行以来、多くの修正が行われてきた。とりわけ、絶対新規性の規定、第二次革新の特許制度の導入、再審査手続の導入、グレース・ピリオドの導入及び開示義務の導入である。</p> <p>(3) 近年、オーストラリアは、合衆国とFTAを調印し、特許法に影響を及ぼす一つの局面は、医薬製品に関する侵害手続に関連するものである。医薬特許所有者は訴訟を開始する場合、その侵害訴訟手続が善意で行われ、合理的な勝算の見通しがあり、しかも合理的に、遅延なく進める旨の声明を出さねばならない。</p> <p>(4) 2006年に知的財産権法の改正が行なわれ、2007年3月27日から施行された。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、植物繁殖権				
⑩加盟条約	WIPO 1972/8/10	ベルヌ 1928/4/14	ブリュッセル 1990/10/26	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1925/10/10	PLT 2009/3/16	レコード保護 1974/6/22	ローマ 1992/9/30
	シンガポール 2009/3/16	TLT 1998/1/21	ワシントン	WCT(著作権) 2007/7/26	WPPT(演奏及びレコード) 2007/7/26
	ブタペスト 1987/7/7	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 2001/7/11	PCT 1980/3/31	ロカルノ	ニース 1961/4/8
	ストラスブール 1975/11/12	ウィーン	WTO 1995/1/1		

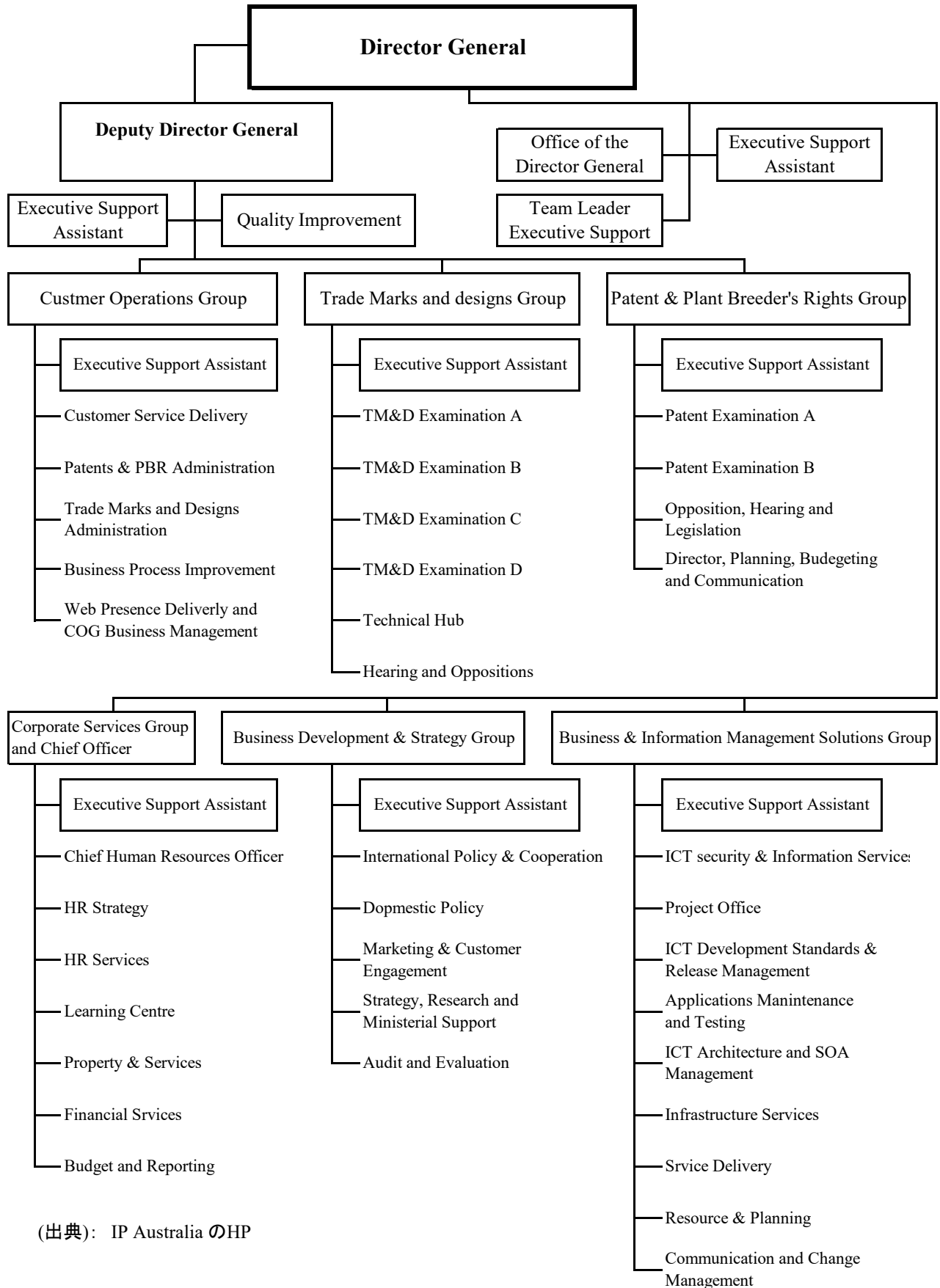
①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)						
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	28,906	29,957	29,758	29,294	
		(内 外国出願)	26,403	27,200	27,121	26,926	
		(内 日本から)	1,622	1,671	1,573	1,646	
		(内 PCTルート)	19,898	20,900	20,908	21,125	
	実用新案	全数	1,816	2,257	1,859	4,412	
		(内 外国出願)	769	1,124	883	3,450	
	意匠	全数	7,708	8,029	8,857	7,359	
		(内 外国出願)	4,854	4,934	5,710	4,695	
		(内 日本から)	288	255	229	262	
	商標	全数	74,610	79,137	73,682	80,556	
		(内 外国出願)	28,266	30,854	29,493	28,941	
		(内 日本から)	1,032	1,183	1,154	1,233	
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	22,742	17,065	17,010	17,778	
		(内 外国出願)	21,554	16,160	16,181	16,838	
		(内 日本から)	1,492	1,025	1,146	1,123	
		(内 PCTルート)	17,453	12,293	11,931	12,447	
	実用新案	全数	1,855	2,023	1,792	3,652	
		(内 外国出願)	840	951	847	2,741	
	意匠	全数	7,356	7,594	7,085	6,405	
		(内 外国出願)	4,784	4,869	4,787	4,315	
		(内 日本から)	316	244	217	235	
	商標	全数	60,592	64,765	60,362	63,718	
		(内 外国出願)	26,726	29,958	28,960	28,728	
		(内 日本から)	1,109	1,199	1,262	1,205	
	(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

Australia (AU)
(オーストラリア連邦)

⑫ 組 織

<組織図> IP AustraliaはDepartment of Innovation, Industry, Science and Research (DIISR、発明・産業・科学・調査)の下部組織である。



(出典): IP Australia のHP

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年法No.61までの改正を含む2017年2月27日登録
※革新特許は、 実用新案の シート。	③地理的効力の範囲	オーストラリア及びその領域、並びにオーストラリア大陸棚、同大陸棚上の水域及び空域 (特許法第11条、第12条)
	④他国制度との関係	特定国(実体審査の有無欄参照)の審査結果を利用する修正実体審査制度が実施されている。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第15条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、オーストラリア国内における送達先を定めることを要し、したがってオーストラリア国内における代理人を定めなければならない。 (特許法規則 22.10)
	⑦出願言語	英語 (特許法規則 22.15)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許日(完全明細書の提出日)から20年。 また、医薬物質自体又は組換えDNA技術によって製造される医薬物質に関する特許については、延長申請により存続期間を延長することが延長することができる。 (特許法第67条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第7条(1c)に規定の附則1)
	⑩「グレースピリオド」	有。次のケースが規定されている。 (1) 公認の博覧会における展示日から6月以内に優先権を主張しているときには12月、また、優先権を主張していないときには展示日から6月 (特許法規則 2.1、同 2.3(1)(a)) (2) 学術団体での発表又は出版の日から6月以内に優先権を主張しているときには12月、また優先権を主張していないときには発表又は出版の日から6月 (特許法規則 2.2、同 2.3(1)(b)) (3) 第三者による、名義人又は特許権者若しくは名義人又は特許権者の前特許権者の同意を得ない開示の開示日から12月 (特許法規則 2.3(2)) (4) 完全出願の出願日前の12月以内の発明の公開又は使用 (特許法規則 2.2(1A))
	⑪非特許対象	人間及びその生成のための生物学的な方法 (特許法第18条(2)) 発明が微生物学的方法であるか又は当該方法による製品である場合以外の、植物及び動物並びに植物及び動物を発生させるための生物学的な方法。 (特許法第18条(3)、(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(特許法第45条) 修正実体審査制度:有 オーストラリア出願に対応する出願が、特定国(米国、英国、カナダ、ニュージーランド、欧州特許加盟国)において、英語によって特許が付与されている場合、修正実体審査を請求することができる。
	⑬審査請求制度の有無	有。標準特許に関しては、完全明細書の提出日から5年以内、又は特許庁による審査請求命令を受けてから6月以内。(特許法第44条、特許法規則 3.15) (修正実体審査請求の場合で、特定国において近く特許付与が期待されるときは、9月審査を据え置くことを請求できる。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人が理由書を添えて請求することにより、早期審査を求めることができる。 (特許法規則 3.17)
	⑮出願公開制度の有無	有。最先の出願日(優先日)から起算して18月後に公開される。 (特許法第53条、特許法規則 4.2(3))
	⑯異議申立制度の有無	有。出願は、実体審査後、登録査定が出ると公報により公告され、何人も公告日から3月以内に異議申立を行なうことができる。 (特許法第59条、特許法規則 5.3)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第138条)
	⑱実施義務	有。特許を3年の期間実施していないときは、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第133条、特許法規則 12.1)

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)		
⑱費用 単位 AU\$ (オーストラリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用]		
		＜書面形式出願＞	＜電子形式出願＞
	出願料(仮出願)	210 AU\$	110 AU\$
	出願料(標準特許)	470 AU\$	370 AU\$
	審査請求料	490 AU\$	
	特許発行料	250 AU\$	
	(20超の各クレームにつき付加)	110 AU\$	
⑳料金減免措置の有無	有。オンラインによる電子出願利用時に、出願料が30AU\$減額される。		
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。		
(備考)	仮明細書／完全明細書		
	出願時に仮明細書を添付したときは、出願日から12月以内に完全明細書を添付して標準特許又は革新特許の完全出願を提出しなければならない。		
	※: オーストラリア特許庁の審査手持ち案件は、他の多くの国に比べて遥かに少なく、このため早期審査の要請があれば、それほど多くの時間を使わずに済む可能性がある。		

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)	
②最新実用新案法の施行年月日 (革新特許)	2013年4月15日編集 (2012年法律No.35までを統合した1990年法律No.83)	特許法内に「革新特許」(innovation patent) として規定されている。
③地理的効力の範囲	オーストラリア及びその領域、並びにオーストラリア大陸棚、同大陸棚上の水域及び空域 (特許法第11条、第12条)	
④他国制度との関係	無。	
⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第15条)	
⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、オーストラリア国内における送達先を定めることを要し、したがってオーストラリア国内における代理人を定めなければならない。 (特許規則 22.10)	
⑦出願言語	英語 (特許法規則22.15)	
⑧実用新案権の存続期間及び起算日	革新特許の完全明細書の提出日から 8年。 (特許法第68条、第65条)	
⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第7条(1c)に規定の附則1)	
⑩グレースピリット	有。次のケースが規定されている。 (1) 公認の博覧会における展示日から6月以内に優先権を主張しているときには展示日から12月、また優先権を主張していないときには展示日から6月 (特許法規則 2.3(1)(a)) (2) 学術団体での発表又は出版の日から6月以内に優先権を主張しているときには発表又は出版の日から12月、また優先権を主張していないときには発表又は出版の日から6月 (特許法規則 2.3(1)(b)) (3) 第三者による、名義人又は革新特許権者若しくは名義人又は革新特許権者の前 (特許法規則 2.3(2))	
⑪不登録対象	動植物及び動植物の生成のための生物学的方法 (特許法第18条(3))	
⑫実体審査の有無及び審査事項	有。実体審査なしで権利は付与される。付与後に請求があった場合のみ実体審査が行われる。革新特許は、実体審査において特許性が証明されるまで権利行使はできない。 (特許法第101B条)	
⑬審査請求制度の有無	有。権利付与後に、特許性の証明のために実体審査を請求することができる。 (特許法第101A条)	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、権利付与後に公報により公告(公開)される。 (特許法第62条)	
⑯異議申立制度の有無	無。	
⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。審査請求して権利が付与された革新特許に対して異議申立を行なうことができる。(特許法第101M条) 無効審判制度: 無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(特許法第138条)	
⑱実施義務	有。特許を登録日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方までの期間に実施していないときは、強制実施権付与請求の対象となる。 (特許法第133条、特許法規則 12.1)	

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)			
⑱費用 単位 AU\$ (オーストラリア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用]			
			＜書面形式出願＞	＜電子形式出願＞
	出願料(仮出願):	210 AU\$		110 AU\$
	出願料(革新特許):	280 AU\$		180 AU\$
	審査請求料:	300 AU\$(出願人請求)		
		250 AU\$(第3者請求)		
	年金			
			＜書面形式出願＞	＜電子形式出願＞
	2年次	160 AU\$	2年次	110 AU\$
	3年次	160 AU\$	3年次	110 AU\$
	4年次	160 AU\$	4年次	110 AU\$
	5年次	270 AU\$	5年次	220 AU\$
6年次	270 AU\$	6年次	220 AU\$	
7年次	270 AU\$	7年次	220 AU\$	
⑳料金減免措置 の有無	有。オンラインによる電子出願利用時に、出願料が30AU\$減額される。			
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。			

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013年4月15日編集 (2013年法律No.13までを統合した2003年法律No.147)
	③地理的効力の範囲	オーストラリア及びその領域、並びにオーストラリア大陸棚、同大陸棚上の水域及び空域 (意匠法第3条、第4条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者および、承継人(自然人、法人) (意匠法第13条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、オーストラリア国内における送達先を定めることを要し、したがってオーストラリア国内における代理人を定めなければならない。 (意匠法規則 11.19)
	⑦出願言語	英語 (意匠法第11.18条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	意匠出願(出願日が2004年6月17日以降の出願)の出願日から起算して10年(最長で)。 (意匠法第46条) ※出願日が2004年6月17日前であるものは出願日から16年(最長で)。
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物 (意匠法第15条)
	⑩「グレースピリット」	有。次のケースが規定されている。期間は何れも開示日から6月。 (a)出願人の同意を得ない第三者による意匠の開示。 (b)博覧会における展示による意匠の公表による開示。 (意匠法第17条、意匠法規則 2.01)
	⑪不登録対象	(1) 1987年オリンピック標章保護法に違反する意匠 (2) 回路配置法における回路配置又は集積回路の一部又は集積回路を製造するためのマスクに関連する製品の意匠 (3) 意匠法第108条に規定の意匠情報(防衛関連)の公表禁止に該当する意匠 (4) 意匠の類が次の類である意匠 (a)メダル、(b)用語「Anzac」の保護規則に基づいて登録を拒否しなければならない種類の意匠、(c)1981年犯罪(通過)法に規定の種類の意匠、(d)中傷的な、又は中傷的とみなすことができる意匠、(e)連邦又は州若しくは領域の紋章、旗若しくは印章 (5) 次の紋章又は記章 (a)州又は領域、(b)連邦における市又は町、(c)オーストラリアの公的機関又は公共団体 (6) 他国の紋章、旗、国の紋章又はその他の標識 (意匠法第43条、同法第65条(2)、意匠法規則 4.06)
	⑫実体審査の有無及び起算日	無。実体審査なしで登録される。登録後に請求があった場合には、実体審査が行われる。 (意匠法第63条)
	⑬審査請求制度の有無	有。権利付与後に登録意匠の証明のために、実体審査を請求することができる。 (意匠法第63条、同第64条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。意匠は製品全体に適用されるものでなければならないとされているが、当該部分が個別に製造できる場合には、複合成品の構成部分は、意匠法上の製品とみなされる。 (意匠法第6条(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法第6条(4))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後に公報により公告(公開)される。 (意匠法第25条、同第57条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)																						
②無効審判制度の有無	付与後の異議申立制度はないが、2004年7月16日以降の出願については、登録意匠の審査又は再審査を請求できる。(意匠法第67条、第68条) 無効審判制度:無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(意匠第93条)																						
③登録表示義務	無。																						
④費用 単位 AU\$ (オーストラリア・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="544 443 1527 582"> <tr> <td>出願料:</td> <td><ペーパー出願></td> <td><オンライン出願></td> </tr> <tr> <td></td> <td>350 AU\$(1意匠毎に)</td> <td>250 AU\$(1意匠毎に)</td> </tr> <tr> <td>審査料:</td> <td>登録出願人による場合</td> <td>420 AU\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第三者による場合、第三者と出願人が各々</td> <td>210 AU\$</td> </tr> </table> <p>[意匠権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料</p> <table border="1" data-bbox="544 703 1527 801"> <tr> <td>登録の更新料:</td> <td><ペーパー出願></td> <td><オンライン出願></td> </tr> <tr> <td></td> <td>370 AU\$</td> <td>320 AU\$</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(最初の5年経過後に5年間更新できる。(最長10年))</td> </tr> </table> <p>※出願日が2004年6月17日以前であるものは3回の更新が行なえる。(最長16年) (最初の登録期間は付与から12月であり、出願日から6年目の対応日まで)最初の5年 55 AU\$ (11年までの)2回目の5年 90 AU\$ (16年までの)3回目の5年 135 AU\$</p>		出願料:	<ペーパー出願>	<オンライン出願>		350 AU\$(1意匠毎に)	250 AU\$(1意匠毎に)	審査料:	登録出願人による場合	420 AU\$		第三者による場合、第三者と出願人が各々	210 AU\$	登録の更新料:	<ペーパー出願>	<オンライン出願>		370 AU\$	320 AU\$	(最初の5年経過後に5年間更新できる。(最長10年))		
出願料:	<ペーパー出願>	<オンライン出願>																					
	350 AU\$(1意匠毎に)	250 AU\$(1意匠毎に)																					
審査料:	登録出願人による場合	420 AU\$																					
	第三者による場合、第三者と出願人が各々	210 AU\$																					
登録の更新料:	<ペーパー出願>	<オンライン出願>																					
	370 AU\$	320 AU\$																					
(最初の5年経過後に5年間更新できる。(最長10年))																							
⑤料金減免措置の有無	無。																						

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017年2月24日統合 商標法1995年
	③地理的効力の範囲	オーストラリア及びその領土内水域、並びに外部領域(クリスマス島、ココス(キーリング)諸島、ノーフォーク島) (商標法第6条)
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標 (商標法第19条、第163条、第170条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、音響商標、色彩商標、動きの商標、位置商標、香りの商標、触感商標、味覚商標、
	⑦出願人資格	自然人および承継人(自然人、法人) (商標法第27条(1))
	⑧権利付与の原則	最先出願主義を原則とするが、先登録又は先願があっても商標の誠実な使用を審査官が認めるときは、商標の登録出願が容認される。(商標法第27条(1))
	⑨本国登録要件	無
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、オーストラリア国内における送達先を定めることを要し、したがってオーストラリア国内における代理人を定めなければならない。(商標法第215条(5)、(6))
	⑪出願言語	英語 (商標法規則21.2)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日に遡って効力を有し、出願日から10年。10年ごとに更新できる。(商標法第72条、同第77条)
	⑬グレースピリット	無。
	⑭不登録対象	(1) 商標として使用することが禁じられている標識を含んでいるか、又はその標識で構成されている等の事情にある標章 (2) 視覚的に表示することができない標章 (3) 出願人の商品又はサービスを識別できない標章 (4) 中傷的な標章又はその使用が法律に反する標章 (5) 欺瞞又は混同を生じるおそれがある標章 (6) 他人が類似する商品又は密接に関連するサービスについて登録又は登録を求めている標章と、実質的に同一又は欺瞞的に類似しているような同一性等を有する標章 (商標法第39条～第44条)
	⑮防護標章制度の有無	有。(商標法第185条)
	⑯周知商標制度の有無	有。周知商標の定義はないが、侵害に関する条文において、裁判所はその商標が宣伝その他の理由により関係公衆に知られていることを考慮しなければならない、とされている。周知商標の登録制度もない。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、方式要件を満たしていれば、不登録事由の事項に基づき登録性自体について審査が行われる。(商標法第31条、第33条)
	⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第31条、第33条)
	⑳優先審査制度及び早期審査制度の有無	有。出願人が理由書を添えて請求することにより、早期審査を求めることができる。(商標法規則 4.18、同規則 4.19)
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、実体審査の結果、拒絶理由が発見されなかった場合に当該出願は受理され公告(公開)される。(商標法第30条)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、出願が公告された日から3月以内に異議申立を行うことができる。(商標法第52条、商標法規則 5.1)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は、裁判所に提訴することができる。(商標法第84条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。商標が継続して3年間使用されていないときは、不使用取消の対象となる。(商標法第92条)

①国名	Australia (AU) (オーストラリア連邦)																
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。																
②⑥図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)																
②⑦譲渡要件	無。商標の譲渡は、関連商品、サービスに関する事業の営業権とは関係なしに行なうことができる。(商標法第106条)																
②⑧費用 単位 AU\$ (オーストラリア・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0" data-bbox="338 443 1528 577"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><ペーパー出願></td> <td style="text-align: center;"><オンライン出願></td> </tr> <tr> <td>出願料:</td> <td>220 AU\$(1クラスにつき)</td> <td>200 AU\$(1クラスにつき)</td> </tr> <tr> <td>登録料:</td> <td>250 AU\$(1クラスにつき)</td> <td>(オンラインによる電子出願利用時に、出願料が20AU\$減額される。)</td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="0" data-bbox="338 600 1528 689"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><ペーパー出願></td> <td style="text-align: center;"><オンライン出願></td> </tr> <tr> <td>存続期間更新料:</td> <td>350 AU\$(1クラスにつき)</td> <td>300 AU\$(1クラスにつき)</td> </tr> </table>			<ペーパー出願>	<オンライン出願>	出願料:	220 AU\$(1クラスにつき)	200 AU\$(1クラスにつき)	登録料:	250 AU\$(1クラスにつき)	(オンラインによる電子出願利用時に、出願料が20AU\$減額される。)		<ペーパー出願>	<オンライン出願>	存続期間更新料:	350 AU\$(1クラスにつき)	300 AU\$(1クラスにつき)
	<ペーパー出願>	<オンライン出願>															
出願料:	220 AU\$(1クラスにつき)	200 AU\$(1クラスにつき)															
登録料:	250 AU\$(1クラスにつき)	(オンラインによる電子出願利用時に、出願料が20AU\$減額される。)															
	<ペーパー出願>	<オンライン出願>															
存続期間更新料:	350 AU\$(1クラスにつき)	300 AU\$(1クラスにつき)															
②⑨料金減免措置の有無	無。																